

妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業奨励金 Q & A

— 目次 —

奨励金の概要

- Q1 母性健康管理措置とは、どのような制度ですか。 P. 3
- Q2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは、どのような制度ですか。 P. 3
- Q3 母性健康管理措置による有給休暇とはどのような休暇を指しますか。 P. 3
- Q4 対象となる厚生労働省が実施する助成金とは何を指しますか。 P. 3
- Q5 申請してから支給決定までにどのくらいの期間がかかりますか。 P. 3
- Q6 支給決定後、奨励金はいつ頃支払われますか。 P. 3
- Q7 奨励金の用途は決まっていますか。 P. 4

奨励対象事業者の要件

- Q8 常時雇用する従業員には、パートタイマーや有期雇用の従業員、派遣労働者を含みますか。 P. 4
- Q9 常時雇用する従業員とは、どういう人ですか。 P. 4
- Q10 申請できる企業の要件として、資本金や業種は関係ありますか。 P. 4

申請書類

- Q11 代表者の自署ができない場合はどうすればよいですか。 P. 4
- Q12 法人住民税、法人事業税の納税証明書の「直近の納期」とはいつのことですか。 P. 4
- Q13 納税証明書はどこで発行されますか。 P. 4
- Q14 常時雇用する従業員が10人未満の場合、就業規則の作成・届出は必要ですか。 P. 4
- Q15 社会福祉法人で収益事業を行っていますが、法人住民税の納税証明書が発行されません。申請するにあたり、納税証明書の代わりに必要な提出書類はありますか。 P. 5
- Q16 常時雇用する従業員が10人未満のため、母性健康管理措置に係る規定改定前の就業規則がありません。提出できない場合は申請不可となりますか。 P. 5

申請の可否

- Q17 厚生労働省が実施する助成金について複数の支給決定を受けています。支給決定の数だけ申請できますか。 P. 5
- Q18 複数のグループ企業があるのですが、それぞれの企業で申請できますか。 P. 5
- Q19 厚生労働省が実施する助成金の支給決定日より前に、母性健康管理措置による有給休暇制度を策定し労働基準監督署に届け出ています。さらに規定の条件を上乗せしたものを新たに届け出た場合、対象となりますか。 P. 5

出向

Q20 在籍出向している従業員が有給休暇を取得した場合、出向先の企業から申請できますか。————— P. 5

奨励金の概要

Q1 母性健康管理措置とは、どのような制度ですか。

A1 母性健康管理措置とは、男女雇用均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

Q2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは、どのような制度ですか。

A2 妊娠中の女性労働者が保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

※詳しくは、こちらをご覧ください → <https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/000628246.pdf>

Q3 母性健康管理措置による有給休暇とはどのような休暇を指しますか。

A3

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導を受け休暇が必要とされた妊娠中の女性労働者が受けることができる有給休暇
- ② 年次有給休暇を取得した場合に支払われる賃金相当額の6割以上が支払われる有給休暇
(※年次有給休暇はのぞく)。

Q4 対象となる厚生労働省が実施する助成金とは何を指しますか。

A4 次のいずれかの助成金を指します。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金(令和2年度)
- ② 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金(令和3年度)
- ③ 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)
(令和2年度、令和3年度)

Q5 申請してから支給決定までにどのくらいの期間がかかりますか。

A5 審査の状況によって前後しますが、通常1か月ほどになります。

Q6 支給決定後、奨励金はいつ頃支払われますか。

A6 奨励金請求書兼口座振替依頼書が1日から15日までに到着分は当月末支払い、16日以降月末までに到着分は翌月15日支払いとなります。15日および月末が土日祝日となる場合は、基本的に前営業日の支払いとなります。

Q7 奨励金の用途は決まっていますか。

A7 本奨励金に関しては、支給後の用途については定めておりません

奨励対象事業者の要件

Q8 常時雇用する従業員には、パートタイマーや有期雇用の従業員、派遣労働者を含みますか。

A8 以下の要件を満たせば対象となります。

- ① 申請日時点で雇用保険に6か月以上加入している。
 - ② 申請日時点で、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている、または採用のときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれている
-

Q9 常時雇用する従業員とはどういう人ですか。

A9 募集要項 4 奨励対象事業者の要件をご参照下さい。

Q10 申請できる企業の要件として、資本金や業種は関係ありますか。

A10 常時雇用する従業員数が300名以下であれば、資本金や業種は問いません。

申請書類

Q11 代表者の自署ができない場合はどうすればよいですか。

Q11 代表者の自署ができない場合は、代表者氏名の横に実印（登記印）を押印してください。

Q12 法人都民税、法人事業税の納税証明書の「直近の納期」とはいつのことですか。

A12 直近の決算期のものです。納付直後のため申請時点で直近の納期の納税証明書が提出できない場合は、その前年度分の納税証明書と併せて直近納期分を納税した際の領収書の写しをご提出ください。

Q13 納税証明書はどこで発行されますか。

A13 法人の場合は、都税事務所で発行されます。個人事業主の場合は、個人事業税は都税事務所、法人都民税は区市町村の役所で発行されます。法人都民税については、居住地分と事業所地分の納税証明書が必要です。

※国税の納税証明書ではありませんのでご注意ください。

Q14 常時雇用する従業員が10人未満の場合、就業規則の作成・届出は必要ですか。

A14 最新の就業規則について、常時雇用する従業員が10人未満であっても、本奨励金の申請にあたり就業規則を制定し労働基準監督署に届け出る必要があります。

Q15 社会福祉法人で収益事業を行っていますが、法人住民税の納税証明書が発行されません。申請するにあたり、納税証明書の代わりに必要な提出書類はありますか。

A15 社会福祉法人、更生保護法人、学校法人または私立学校法第64条第4項の法人に該当し、収益事業による所得の90%が本来の目的に充てられている場合は以下の書類をご提出ください。

- ・法人住民税の課税・非課税の判定票(収益事業に係る所得金額に関する計算書)(写し)
 - ・確定申告書(写し)
-

Q16 常時雇用する従業員が10人未満のため、母性健康管理措置に係る規定改定前の就業規則がありません。提出できない場合は申請不可となりますか。

A16 常時雇用する従業員が10名未満の場合に限り、規定改定前の規定が存在しない場合は添付なしでも受け付けます。

※該当する規定が存在する場合は10人未満の事業所であっても提出してください

申請の可否

Q17 厚生労働省が実施する助成金について複数の支給決定を受けています。支給決定の数だけ申請できますか。

A17 奨励金の申請は一奨励事業者に対し、一事業年度1回までです。複数の支給決定を受けている場合は、いずれかひとつの助成金について申請してください。

Q18 複数のグループ企業があるのですが、それぞれの企業で申請できますか。

A18 代表者の方が異なり別法人格であれば、申請可能です。

Q19 厚生労働省が実施する助成金の支給決定日より前に、母性健康管理措置による有給休暇制度を策定し労働基準監督署に届け出ています。さらに規定の条件を上乗せしたものを新たに届け出た場合、対象となりますか。

A19 厚生労働省が実施する助成金の支給決定日より前に母性健康管理措置による有給休暇制度を策定し労働基準監督署に届け出た場合は、いかなる場合も対象外となります。

出向

Q20 在籍出向している従業員が有給休業を取得した場合、出向先の企業から申請できますか。

A20 従業員との雇用関係は在籍している出向元にあるとみなされるため、申請できるのは出向元の企業となります。ただし、在籍出向とは雇用保険被保険者資格の継続、出向元での給与の支払いの有無、出向後に出向元に戻る旨の契約等があり、企業内組織間の人事異動の一環として行われていることが確認できる場合を指します。
